【生活環境課からのお知らせ】

家庭ごみの焼却は禁止です!

家庭ごみの焼却, いわゆる「野焼き」は, 法律(廃棄物の処理及び 清掃に関する法律)で一部例外を除き禁止となっています。

家庭ごみはルールを守り指定日にごみ集積所へ出してください。より良い生活環境を作るため、「野焼き」はやめましょう。

- ●焼却炉を使用する場合でも、法に定められた構造基準を満たしたもの以外は、使用することができません。
- ●ごみを燃やしたときに発生する煙には,有害なダイオキシン等が含まれている恐れがあるだけではなく,臭いが「洗濯物」などについてしまうなど近隣の方に迷惑がかかります。

《例外として認められるものの一部》

- ・風俗習慣又は宗教上の行事で必要な焼却(どんど焼き等)
- ・農業, 林業, 漁業を営む上でやむを得ない焼却(稲わら, 枯草等の焼却) など
- ※例外として認められる焼却行為であっても、風向きや時間帯、場所等を考慮し、近隣住民の迷惑にならないようご注意ください。

【問い合わせ先】

守谷市役所生活環境課 Tel 0297-45-1111(内線 142~145)